

すべての飲食店に 消火器の設置が必要になりました



飲食店の消火器の設置基準が改正になりました

いままでは…①木造で延べ面積100㎡以上、②延べ面積150㎡以上、③無窓階(※1)の床面積が50㎡以上の飲食店には消火器が必要でした。

2019年10月1日からは…

火を使用する設備又は器具 (IH調理器は除く) がある飲食店 (一般住宅(※2)は除く) には面積に関係なく消火器が必要になりました!



消火器の設置義務が免除になる場合

以下のような「防火上有効な措置」が設けられている場合は、消火器の設置は免除できます。

①調理油過熱防止装置



鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的に火を消す装置

②自動消火装置



厨房の温度上昇を感知し、消火薬剤を自動的に放射する装置

③圧力感知安全装置



加熱によるカセットボンベの圧力の上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置

- ※1 避難上又は消火活動上有効な開口部がその階の床面積の30分の1以上ない階。
- ※2 住宅の一部に飲食店が入居していて、飲食店の面積が50㎡以下のもの。

消火器の点検



消火器具の点検義務

飲食店などに設置している消火器具は消防法令に基づき、**6ヶ月ごとに点検を行い、その結果を1年に1回消防署長に報告**しなければなりません。

飲食店の入る建物全体の面積（延べ面積）が1,000平方メートル未満である場合は、消火器具を自ら点検して消防署長に報告することが可能な場合があります。



自ら点検するにはどうしたらいいの？

消火器具の点検基準・点検要領・報告書様式などは、法令で定められています。詳しくは、下記にお問合せください。



ずっと自ら点検できるの？

消火器の場合は、製造から3年または5年以内（消火器の種類によって異なります。）は外観の点検のみですから自ら点検することが可能ですが、それ以外の場合は消火器を分解して内部も点検する必要があることから、専門知識や専門の工具を持つ方でなければ点検することが困難です。詳しくは下記にお問合せください。



消火器の自ら点検に関する総務省消防庁ホームページ
https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.htm



お問合せ先

青森地域広域事務組合 消防本部予防課 017-775-0853

中央消防署 017-775-0855

東消防署 017-741-0613

浪岡消防署 0172-62-3119

平内消防署 017-755-3119